

利率変動型積立保険(以下「積立保険」)について

- 積立保険は引出時や解約時に所定の手数料が必要となるなど、一般の預貯金とは性格が異なります。
- 積立金は、積立利率(利回りとは異なります)を用いて毎月計算されますが、この利率は、資産の運用実績等を基準に毎年見直しを行い、変更されることがあります(最低保証利率(0.01%)を下回ることはありません)。
- 積立金額を毎月計算する際の端数処理により、利回りが0.01%を下回る場合や、積立金額が少ないときには利息がつかない場合があります。
- 積立金は、当社所定の範囲内で引出し(一部解約)を行うことができます。
- ご契約後3年未満に積立金を引出す場合は、「引出金額」の1%を手数料として積立金から控除します。ただし、直前の積立金引出しが行われた日を含めて30日以内に、「引出金額」以上の不定期払保険料を一度に入金いただいた場合は、1年に1回に限り、積立金の引出時の手数料はなかったものとしてお取扱いします。

指定契約の更新について

- 保障部分の各保険または特約は、診査や告知なしで80歳まで1年単位で更新することができます。ただし、ご指定がない場合には、更新後の保険期間は更新前の保険期間と同一となります。
- 保険期間満了日の2週間前までに更新しない旨のお申出がないときは、更新のお申出があったものとして、保険期間満了日の翌日に指定契約は自動的に更新されます。

その他

- 解約返戻金は、多くの場合、お払込保険料の累計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです(解約返戻金の水準は保険種類によって異なります)。

ご契約者が法人の場合の受取人について

- 「ご契約者」および「死亡保険金受取人」が法人の場合、「高度障害保険金受取人・入院給付金受取人・介護保険金受取人」も法人となります。

保険料の経理処理(普通定期保険)について <概要>

- 保険料は返戻率の最高値に基づき下記のとおり経理処理します。(契約者=法人、被保険者=役員・従業員、死亡保険金受取人=法人の場合)

返戻率の最高値	資産計上期間	資産計上額割合	取崩期間
50%以下	保険料は全期間にわたり全額損金算入します。		
50%超70%以下	保険期間開始から4割の期間まで	年間保険料×0.4	保険期間の4分の3相当期間経過後から保険期間の終了日まで
70%超85%以下		年間保険料×0.6	
85%超	①保険期間開始から返戻率が最高値となる期間まで (①の期間経過後において、(当期の解約返戻金－前期の解約返戻金)/年間保険料>0.7となる期間がある場合はその期間まで) ②①の期間が5年未満の場合、5年間(保険期間10年未満の場合、保険期間の2分の1期間)	○10年経過まで 年間保険料×返戻率の最高値×0.9 ○11年以后 年間保険料×返戻率の最高値×0.7	解約返戻金額が最高値となる期間経過後から保険期間の終了日まで

※支払保険料を損金算入しても、保険金や解約返戻金等は益金に算入され、原則、課税される金額は同額となり、節税効果はありません。

税務の記載と取扱いについて

- 当社作成の資料につきましては、法人税法・同法施行令・同法基本通達等に基づき、税務の基本的事項について一般的なご説明をしておりますので、個別のお取扱い等につきましては、所轄の国税局・税務署または顧問税理士に必ずご確認ください。
- また、ご契約の締結の際に、割増保険料の払込み等契約内容の変更があった場合には変更後の契約内容、ご契約の締結後に、契約内容の変更があった場合には当該変更以後の保険期間については変更後の契約内容に基づいた経理処理となります。
- なお、当社作成資料は2022年1月現在の法人税法・同法施行令・同法基本通達等に基づいており、将来的に税制の変更等により経理処理が変わる場合があります。

ご契約の際には、『ご契約のしおりー定款・約款』『重要事項説明書(注意喚起情報)』『お申込内容控』および『ご提案書(契約概要)』を必ずご覧ください。

ご加入のご検討にあたっては、別紙、『法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと』を参照のうえ、税務取扱いについてご留意すべき事項をご確認ください。

また、保険本来の趣旨を逸脱する行為、例えば「保険料の損金算入や課税時期の繰り延べによる法人税額の圧縮」を主たる目的とする保険加入や名義変更等は、税務署等からも租税回避行為と認識される可能性があることから、お勧めしておりません。

 **朝日生命保険相互会社** 取扱店・担当者

お客様サービスセンター ☎ **0120-714-532**
ホームページアドレス／<https://www.asahi-life.co.jp>


朝日生命は
日本乳がんpinkリボン運動
を応援しています。

2022.4改訂

 **朝日生命**

もっと自在に。

もっと合理的に。

さらに進化した朝日生命の「経営者プラン」が、

経営者さまに最適な備えを

ご用意します。

朝日生命の

経営者プラン



当保険は、被保険者様に万一のこと等があった場合、保険金等を事業保障資金等の財源としてご活用いただくための、「保障」等を目的とする商品です。

使い方は自在。システムも自在。それが朝日生命の「経営者プラン」です。

使い方は自在

信用が厚く責任の重い経営者・役員の方に見合う、
万一の備えと退職慰労金の財源をご準備します。

システムも自在

経営状況に合わせて保障内容・保険料・保険料払込期間を
変更できるなど、合理性と融通性をご提供します。

万一の
ときは

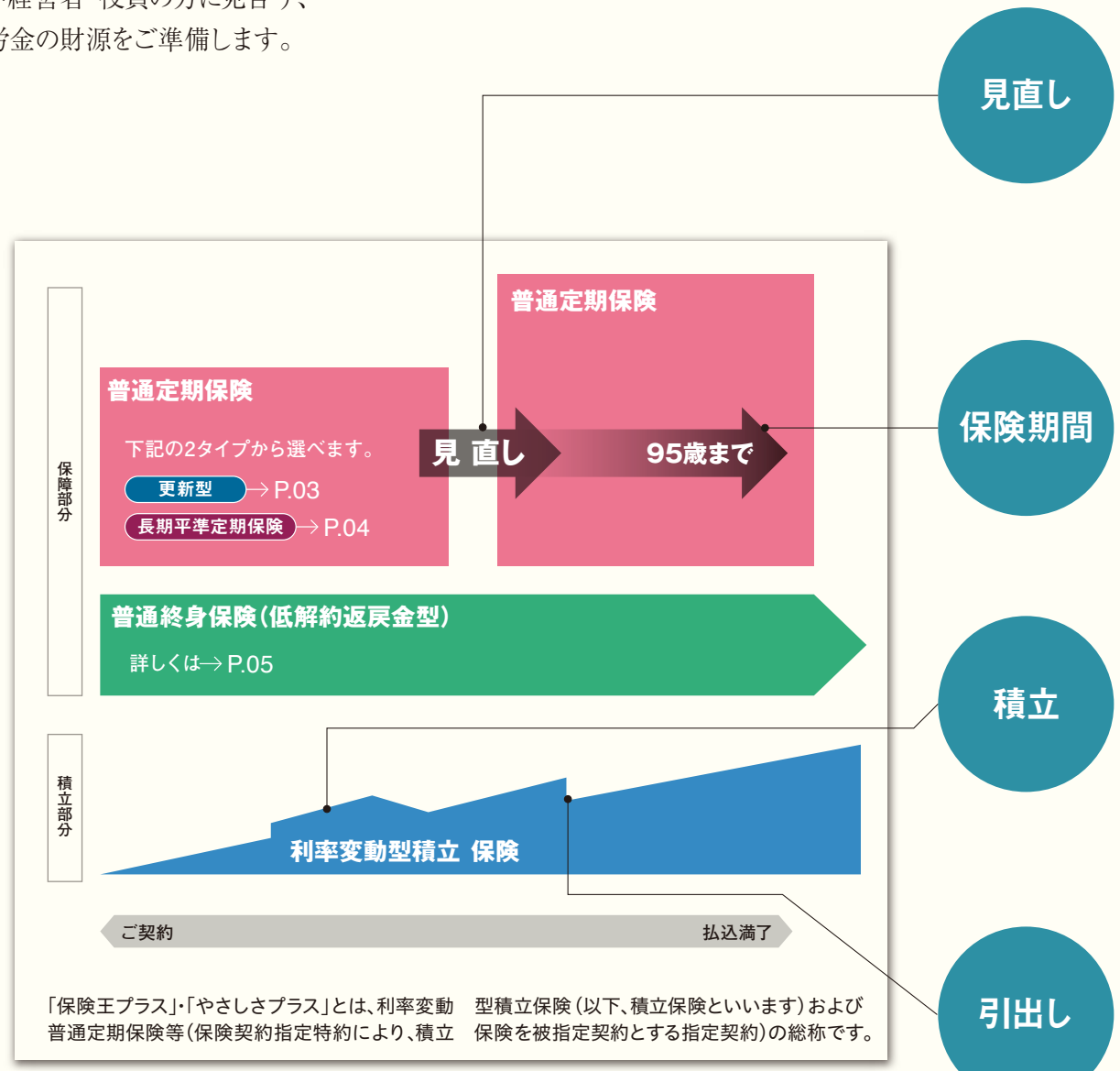
事業保障資金、
相続・事業承継対策資金、
死亡退職金・弔慰金などを
確保できます。

経営者・役員の方が万一のときに、短期借入金の返済や
買掛金の支払い等のための事業保障資金として、また、
相続・事業承継対策資金として、さらには、死亡退職金・
弔慰金の財源としてご活用いただけます。

ご勇退時は

退職慰労金の財源を
確保できます。

普通定期保険、普通終身保険(低解約返戻金型)などの
解約返戻金を経営者・役員の方の退職慰労金の一部とし
てご利用いただけます。



見直し

事業の発展・経済情勢に合わせた
保障の見直しが可能です。

「保障見直し制度」を活用することにより、必要な部分だけ毎年見直す
ことができます。
※「保障見直し制度」の活用にあたっては、あらかじめ診査(告知)が必要となるなど
所定の要件があります。
※「保障見直し制度」の他、保険期間の変更等の方法によって、保障内容を変更する
ことができます。

保険期間

ご勇退時期に合わせて
保険期間を変更できます。

普通定期保険の保険期間は、最高95歳まで変更可能であるため、経営者
の勇退時期に合わせた保障の確保および退職慰労金の積立ができます。
※保険期間の変更においては、所定の要件があります。

積立

余剰金の積立や
保険料の調整が可能です。

利率変動型積立保険に、余剰資金を積立てることや、その積立金を活
用することにより保険料を軽減することができます。
※積立保険は引出時や解約時に所定の手数料が必要となるなど、一般の預貯金とは
性格が異なります。
※積立保険の積立金を活用して毎回の払込保険料を軽減できます。この場合、積立金
は保険料の充当に伴い減少するためお引き出しいただける積立金額は減少します。

引出し

緊急時の運転資金として
積立金の引出しが可能です。

積立保険の積立金は、当社所定の範囲内で引出し(一部解約)を行うこ
とができます。
※ご契約後3年未満に積立金を引出す場合は、「引出し金額」の1%を手数料として積
立金から控除します。ただし、直前の積立金引出しが行われた日を含めて30日以
内に、「引出し金額」以上の不定期払保険料を一度に入金いただいた場合は、1年に
1回に限り、積立金の引出時の手数料はなかったものとしてお取扱いたします。

保障部分は、ニーズに合わせてお選びください。

朝日生命の「経営者プラン」は、お客様のニーズに合わせて保障のタイプを選択することができます。

普通定期保険 更新型

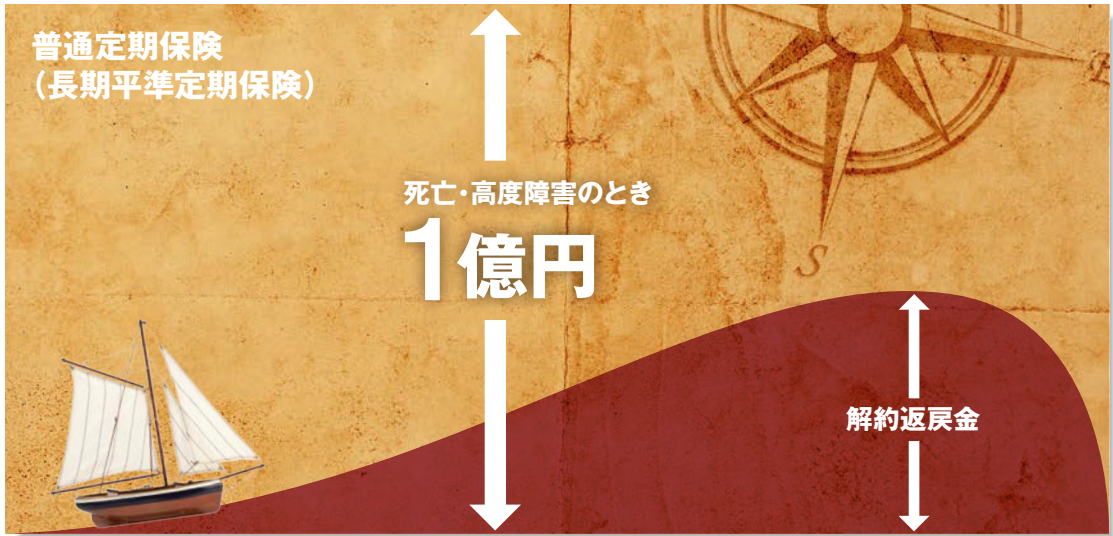
- 長期平準定期保険に比べ、割安な保険料で事業保障資金、死亡退職金、弔慰金の準備ができます。



ご契約		払込満了	
ご契約例 40歳／男性	積立部分	保障部分	月払保険料
	利率変動型積立保険	5年ごと利差配当付普通定期保険	34,500円
	積立保険料は任意に設定(最低100円以上)いただけます。	保険期間・保険料払込期間—10年	(月払口座振替扱でご契約のとき)
		死亡・高度障害保険金—1億円	更新後保険料 58,200円
※更新後の保険料は、更新日現在の保険料率が適用され、そのときの被保険者の年齢などにより計算します。		(2022年4月現在の保険料率で計算しています。)	
このため一般的には、同一の保障内容で更新される場合、更新後の保険料は更新前よりも高くなります。		※上記の保険料に積立部分の保険料(最低100円以上)を合わせてお支払いいただきます。	

普通定期保険 長期平準定期保険

- 事業保障資金、死亡退職金、弔慰金の準備ができます。
- 解約時の解約返戻金が緊急資金や退職金の財源に活用できます。
- 保険期間満了まで保険金額・保険料は変わりません。



ご契約		払込満了	
ご契約例 40歳／男性	積立部分	保障部分	月払保険料
	利率変動型積立保険	5年ごと利差配当付普通定期保険	197,900円
	積立保険料は任意に設定(最低100円以上)いただけます。	保険期間・保険料払込期間—95歳	(月払口座振替扱でご契約のとき)
		死亡・高度障害保険金—1億円	※上記の保険料に積立部分の保険料(最低100円以上)を合わせてお支払いいただきます。
		最高返戻率—79.8%	

解約返戻金の推移

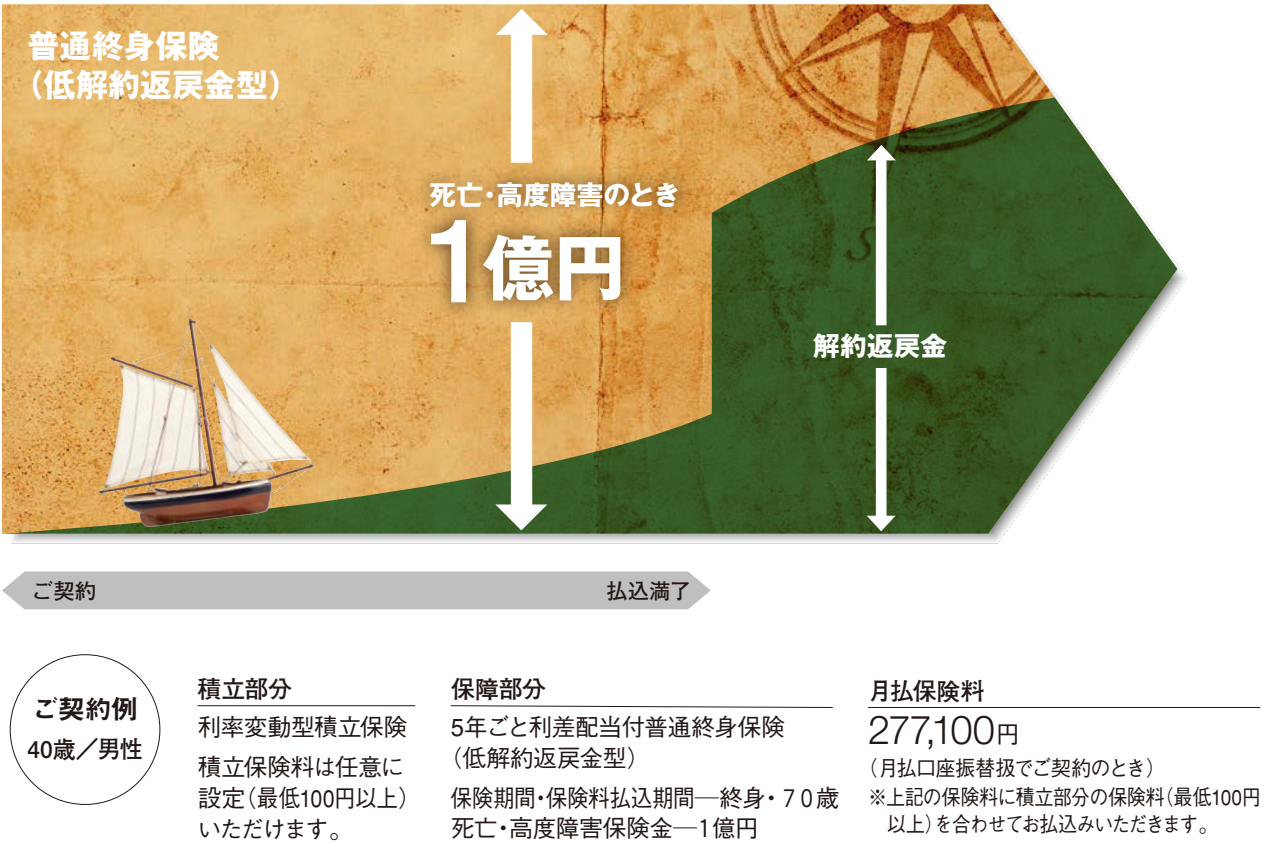
経過 年数	年齢	A	B	C	D
		年間払込 保険料	保険料累計 (Aの累計)	解約返戻金	返戻率 (C／B)
1年	41歳	2,374,800円	2,374,800円	1,370,000円	57.6%
5年	45歳	2,374,800円	11,874,000円	9,230,000円	77.7%
10年	50歳	2,374,800円	23,748,000円	18,970,000円	79.8%
15年	55歳	2,374,800円	35,622,000円	28,210,000円	79.1%
20年	60歳	2,374,800円	47,496,000円	37,200,000円	78.3%
25年	65歳	2,374,800円	59,370,000円	45,750,000円	77.0%
30年	70歳	2,374,800円	71,244,000円	53,750,000円	75.4%
35年	75歳	2,374,800円	83,118,000円	60,880,000円	73.2%
40年	80歳	2,374,800円	94,992,000円	66,030,000円	69.5%
45年	85歳	2,374,800円	106,866,000円	66,790,000円	62.4%
50年	90歳	2,374,800円	118,740,000円	56,460,000円	47.5%
55年	95歳	2,374,800円	130,614,000円	0円	0.0%

※支払保険料を損金算入しても、保険金や解約返戻金等は益金に算入され、原則、課税される金額は同額となり、節税効果はありません。
※解約返戻金は、ご契約時においては全くなり、保険期間の経過に伴い増加した後に保険期間の途中から減少に転じ、満了時にはなくなります。
※返戻率はご契約年齢・性別・保険期間などご契約内容によって異なります。
※返戻率は小数点2位以下切捨て。
※配当金は含んでおりません。

普通終身保険（低解約返戻金型）

- 事業保障資金、死亡退職金、弔慰金の準備ができます。
- 解約時の解約返戻金は緊急資金や退職金の財源に活用できます。

※契約から一定期間は解約返戻金の低い期間があります。



解約返戻金の推移

経過 年数	年齢	A	B	C	D
		年間払込保険料	保険料累計 (Aの累計)	解約返戻金	返戻率 (C／B)
1年	41歳	3,325,200円	3,325,200円	750,000円	22.5%
5年	45歳	3,325,200円	16,626,000円	5,960,000円	35.8%
10年	50歳	3,325,200円	33,252,000円	14,970,000円	45.0%
15年	55歳	3,325,200円	49,878,000円	26,530,000円	53.1%
20年	60歳	3,325,200円	66,504,000円	40,890,000円	61.4%
25年	65歳	3,325,200円	83,130,000円	58,190,000円	69.9%
30年	70歳	3,325,200円	99,756,000円	98,560,000円	98.8%
35年	75歳	0円	99,756,000円	98,920,000円	99.1%
40年	80歳	0円	99,756,000円	99,230,000円	99.4%
45年	85歳	0円	99,756,000円	99,480,000円	99.7%
50年	90歳	0円	99,756,000円	99,670,000円	99.9%

※この保険は、ご契約後一定期間の解約返戻金の金額を低く設定することで、保険料を割安にしています。

※解約返戻金を低く設定している期間を低解約返戻金期間といい、保険料払込期間とします。

ただし、保険料払込期間が終身の場合には、被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日(年単位)の前日までの期間とします。

※低解約返戻金期間経過後でも、次の場合には解約返戻金の金額を抑制します。

- ・保険料の払込方法が有期払の場合、保険料払込期間中の最終の保険料が払い込まれていないとき
- ・保険料の払込方法が終身払の場合、被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日(年単位)を含む払込期月までの保険料が払い込まれていないとき

※返戻率はご契約年齢・性別・保険期間などご契約内容によって異なります。

※返戻率は小数点2位以下切捨て。

要介護状態や認知症に対する保障もご準備できます。

経営者が傷害または疾病を原因として要介護認定を受けたり、認知症の発症により、やむなく経営から離れてしまうという不測の事態。売上金の減少など、会社の資金繰りに大きな影響を与える可能性があります。そういった資金不足のリスクに対して備えることができます。

5年ごと利差配当付介護一時金保険(返戻金なし型)(2012) 介護一時金額3,000万円でご加入の場合

給付	支払事由	支払金額
介護一時金	公的介護保険制度の「要介護3」以上と認定されたとき	3,000万円

5年ごと利差配当付認知症介護一時金保険(返戻金なし型) 認知症介護一時金額1,000万円でご加入の場合

給付	支払事由	支払金額
認知症介護一時金	公的介護保険制度の「要介護1」以上と認定され、かつ所定の認知症と診断されたとき	1,000万円

生活習慣病に対する保障もご準備できます。

経営者ががんなどの生活習慣病になり入院を余儀なくされ、やむなく経営から離れてしまうという不測の事態。退院後も通院や体力の衰えなどにより仕事に制約を受けることがあり、売上金の減少など、会社の資金繰りに大きな影響を与える可能性があります。そういった資金不足のリスクに対して備えることができます。

無配当生活習慣病保険(返戻金なし型) 日額20,000円、
無配当7大疾病一時金特約(返戻金なし型) 7大疾病一時金額1,000万円でご加入の場合

がん、心臓病、脳血管疾患、腎臓病、肝臓病、糖尿病、 高血圧性疾患で入院のとき	生活習慣病入院給付金 入院1日につき 20,000円
がんと診断確定されたとき、 心臓病、脳血管疾患、腎臓病、肝臓病、 糖尿病、高血圧性疾患で所定の診断・入院・手術のとき	7大疾病一時金 1回につき 1,000万円

介護一時金保険(返戻金なし型)(2012)・認知症介護一時金保険(返戻金なし型)について

※公的介護保険制度は満40歳以上の方が対象です。なお、満64歳以下の方は16種類の特定疾病が原因である場合に限り、要介護認定を受けることができます(2022年1月現在)。

※「介護一時金保険(返戻金なし型)(2012)」は、公的介護保険制度の「要介護3」以上と認定されたときに介護一時金をお支払いします。

※「認知症介護一時金保険(返戻金なし型)」は、公的介護保険制度の「要介護1」以上と認定され、かつ所定の認知症(器質性認知症と診断され、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」がⅢ、Ⅳ、Ⅴのいずれかと判定されている状態)となったときに認知症介護一時金をお支払いします。

※法令改正等による公的介護保険制度等の改正や介護に関する技術または環境の変化が、支払事由または保険料の払込免除事由に影響を及ぼすときは、会社は、主務官庁の認可を得て、将来に向かって支払事由または保険料の払込免除事由を変更することがあります。

生活習慣病保険(返戻金なし型)について

※生活習慣病入院給付金は、所定の生活習慣病にて入院したときにお支払いします。

詳しくは「医療保障のおすすめパンフレット」をご覧ください。

※生活習慣病入院給付金のお支払いは通算して1,000日分を限度とし、1回の入院についてのお支払いは120日分を限度とします。

※同一の原因により、生活習慣病入院給付金が支払われる入院を2回以上したときは、生活習慣病入院給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から、その日を含めて次の入院の開始日までの期間が、180日以下の場合には、1回の入院とみなし、181日以上の場合には、新たな入院とみなして取り扱いします。

※がんを原因とする給付の責任開始の時は、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日です。がんを原因とする給付の責任開始の時より前にがんと診断確定されていた場合には、「生活習慣病保険(返戻金なし型)」は無効となり、給付金はお支払いしません。

7大疾病一時金特約(返戻金なし型)について

※7大疾病一時金は、所定の7大疾病により、所定の診断・手術を受けたときや急性心筋梗塞・拡張型心筋症・脳卒中で入院をしたとき等にお支払いします。

詳しくは「医療保障のおすすめパンフレット」をご覧ください。

※同時期に7大疾病一時金の支払事由に複数該当したときは、7大疾病一時金は重複してお支払いしません。

※がんを原因とする給付の責任開始の時は、特約の保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日です。がんを原因とする給付の責任開始の時より前にがんと診断確定されていた場合には、「7大疾病一時金特約(返戻金なし型)」は無効となり、7大疾病一時金はお支払いしません。